

新しい公共推進会議震災支援ワーキンググループ第2回会合に向けて

黒田 かおり

以下3点を提案したい。

1. 税制優遇措置の拡大

東日本大震災の救援活動にあてるために認定NPO法人が募集する寄附金で一定の要件を満たすものについて、指定寄付金が設定されているが、これを公益法人、社会福祉協議会等に拡大する。

税額控除は指定を受けてから適用になるが、これを3月11日に遡って適用する。寄付金控除の控除可能限度枠を総所得の80%への拡大、税額控除制度の導入も同様に3月11日に遡って適用する。

2. NPO/NGOへの国内外からの寄付金をもとにした市民社会支援基金の創設

今回の大震災で日本国内、国外から非常に多くの個人、企業などから義援金*や寄付金などが寄せられている。そのうち、直接被災地で支援活動をするNGOへの寄付金はすでに100億円を超えている。今回の被害の広域性、甚大さ、複雑さ、地域のニーズの多様性等を鑑みて、このような国内外の市民・企業等の善意の寄付をもとに被災地市民社会支援基金のようなものを創設することを提案する。国内外から集められた貴重な民間資金をプールして、行政の目が行き届かないような被災地域や被災されている人たちの多様なニーズにきめ細やかに対応するために、自治体、地元住民・団体などが連携して活用するというものである。このような基金は、地域の住民の主体的な取り組みを後押しするだけでなく、日頃活動の中心を海外におくNGOや被災地域外で活動するNPOが、自治体、地域に住んでいる人たち、社会福祉協議会、企業など、農業や漁業、酪農従事者など多様な人たちと連携をして地域づくりを進めていくのに一定の貢献を果たせるようにする。

* 義援金は、都道府県が主体となって構成されている義捐金配分委員会での配分計画に基づいて被災者に届けられるもの。

3. コミュニティビジネス等への支援

すでに被災地域に経済特区を設ける議論はおこなわれているが、第一次産業の復旧、復興はもちろんのこと、小規模な有機農業の支援や、新規のコミュニティビジネス立ち上げなどへの初動資金の融資等、小回りのきく支援を検討する。